

一般財団法人 KILTA 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人 KILTA と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、暮らしを自らつくれる人をふやし、つなげることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. 各種イベント、スクール、セミナー、講演、ワークショップ等の企画、立案、運営、管理及び、実施
2. 各種催事の企画、制作、運営、興行及び請負
3. 人材の各種技能育成、職業適性、能力開発の為の教育及び、カウンセリング及び、それに係る通信教育業務
4. 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育並びに教材の企画、制作及び販売
5. 有料職業紹介事業並びに労働者派遣事業
6. 総合リース業並びに、金融業及び、その代行業務
7. 動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理
8. 商標権、肖像権、意匠権、著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、保全、管理賃貸及び譲渡並びに仲介業務
9. 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
10. 損害保険代理業並びに、生命保険の募集に関する業務
11. 動産業、建設業および運輸倉庫業
12. 住宅リフォームの企画、請負および斡旋業務
13. 防犯設備の販売、リース及び取付工事の請負
14. 繊維製品、紙・木工品、日用雑貨品、食料品および玩具の製造、販売
15. 映像・音楽作品等の企画、製作、販売、賃貸、輸出入、興行および配給
16. 書籍、教育図書、雑誌等の出版および販売

17. 有価証券の保有売買及び、債券等投資に関する業務
18. 広告代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業およびその他のサービス業
19. インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用および保守に関する業務
20. 貸金業
21. 各種コンサルタント業
22. 前各号記載の業務に従事する者の養成、教育及び訓練
23. 前各号に関連する役務の提供
24. 前各号の営業を行なう者に対する投資
25. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載して行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 横浜市都筑区富士見が丘3番6号

設立者 齋藤 浩光

拠出財産及びその価額 現金 100万円

住所 横浜市都筑区富士見が丘3番6号

設立者 齋藤 留美

拠出財産及びその価額 現金 100万円

住所 神奈川県中郡二宮町二宮74番地の2

設立者 桑原 憂貴

拠出財産及びその価額 現金 100万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、年1期とし、毎年1月1日から翌年12月末日までとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(権限)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第11条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第12条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第13条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、

目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(評議員の報酬)

第16条 評議員の報酬は、無報酬とする。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 8名

監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とし、理事会で選定する。

3 代表理事を理事長とする。理事のうちから、専務理事及び常務理事若干名を選定することができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第23条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第31条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年12月31日までとする。

(設立時評議員)

第33条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 伊藤 聖織 小栗 直人 北原 まどか

(設立時役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 齋藤 浩光、齋藤 留美、桑原 憂貴、大井 英樹、山崎 正夫、湊 哲一、野澤 恵美、
田村 篤史

設立時代表理事 桑原 憂貴

設立時監事 猪田 昭一

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人 KILTA 設立のため本定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成29年12月17日

住所 横浜市都筑区富士見が丘3番6号
設立者 齋藤 浩光

住所 横浜市都筑区富士見が丘3番6号
設立者 齋藤 留美

住所 神奈川県中郡二宮町二宮74番地の2
設立者 桑原 憂貴